

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

組 織 規 程

第1条 定款第35条第1項の規定に基づき、本会の事務を処理するため事務局を置く。

第2条 事務局に事務局長を置き、必要に応じて事務局長補佐を置くものとする。

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年5月13日から施行する。